算式

$\sqrt{(a／b)} \times 0.9723$

$\sqrt{(a／b)}$ はｂが０であるときは０とする。

［略］

［略］

（特別土地保有税の基準税額の算定方法）

第三十六条　特別土地保有税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　土地に対して課する分

次の算式によつて算定した額

算式

〔｛（Ａ－Ｃ）×（1.4／100）－（Ｂ－Ｄ）×（1.4／100）｝－Ｅ－（Ｆ－Ｇ＋Ｈ）〕×0.735

算式の符号

Ａ　前年度に課税の対象となつた土地（地方税法第586条、第587条第１項又は第587条の２の規定により非課税となるもの又は同法第595条の規定による免税点未満のものを除く。）の取得価額（前年度中に申告書若しくは修正申告書の提出、更正又は決定（以下この号において「申告書の提出等」という。）があつた場合における最終の申告書の提出等による額（同法第６条の規定により当該市町村が課税をしないこととしている土地に係る課税標準となるべき取得価額を含む。）をいう。以下この条において同じ。）

［略］

Ｆ　地方税法第601条第３項（同法第602条第２項、第603条の２の２第３項、附則第31条の３の２第４項及び第31条の３の３第３項において準用する場合を含む。）若しくは第４項（同法第602条第２項、第603条の２の２第３項、附則第31条の３の２第４項及び第31条の３の３第３項において準用する場合を含む。）、第603条第３項、第603条の２第６項、附則第31条の３の２第３項又は第31条の３の３第２項の規定によつて前年度中に徴収猶予した税額

Ｇ　地方税法第601条第５項（同法第602条第２項、第603条第４項、第603条の２の２第３項、附則第31条の３の２第４項及び第31条の３の３第３項において準用する場合を含む。）、同法附則第31条の３の２第３項又は第31条の３の３第２項の規定により前年度中に徴収猶予を取り消した税額（同法附則第31条の３の２第１項の認定を受けない決定をした額を除く。）及び同法第603条の２第６項、附則第31条の３の２第３項又は第31条の３の３第２項の規定によつて徴収猶予されていた者が、前年度中に同法第603条の２第１項、附則第31条の３の２第１項又は第31条の３の３第１項の認定を受けないこととなつた場合における当該税額

Ｈ　地方税法第601条第７項（同法第602条第２項、第603条第４項、第603条の２第７項、第603条の２の２第３項、附則第31条の３の２第４項及び第31条の３の３第３項

算式

$\sqrt{(a／b)} \times 0.9724$

$\sqrt{(a／b)}$ はｂが０であるときは０とする。

［同左］

［同左］

（特別土地保有税の基準税額の算定方法）

第三十六条　特別土地保有税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　土地に対して課する分

次の算式によつて算定した額。

算式

〔｛（Ａ－Ｃ）×（1.4／100）－（Ｂ－Ｄ）×（1.4／100）｝－Ｅ－（Ｆ－Ｇ＋Ｈ）〕×0.735

算式の符号

Ａ　前年度に課税の対象となつた土地（地方税法第586条、第587条第１項、第587条の２、同法附則第31条の２、第39条第６項又は同条第７項の規定により非課税となるもの又は同法第595条の規定による免税点未満のものを除く。）の取得価額（前年度中に申告書若しくは修正申告書の提出、更正又は決定（以下この号において「申告書の提出等」という。）があつた場合における最終の申告書の提出等による額（地方税法第６条の規定により当該市町村が課税をしないこととしている土地に係る課税標準となるべき取得価額を含む。）をいう。以下この条において同じ。）

［同左］

Ｆ　地方税法第601条第３項（同法第602条第２項、第603条の２の２第３項、同法附則第31条の３の２第４項及び第31条の３の３第３項において準用する場合を含む。）若しくは第４項（同法第602条第２項、第603条の２の２第３項、同法附則第31条の３の２第４項及び第31条の３の３第３項において準用する場合を含む。）、第603条第３項、第603条の２第６項、同法附則第31条の３の２第３項又は第31条の３の３第２項の規定によつて前年度中に徴収猶予した税額

Ｇ　地方税法第601条第５項（同法第602条第２項、第603条第４項、第603条の２の２第３項、附則第31条の３の２第４項及び第31条の３の３第３項において準用する場合を含む。）、同法附則第31条の３の２第３項又は第31条の３の３第２項の規定により前年度中に徴収猶予を取り消した税額（同法附則第31条の３の２第１項の認定を受けない決定をした額を除く。）並びに同法第603条の２第６項、同法附則第31条の３の２第３項又は第31条の３の３第２項の規定によつて徴収猶予されていた者が、前年度中に同法第603条の２第１項、同法附則第31条の３の２第１項又は第31条の３の３第１項の認定を受けないこととなつた場合における当該税額

Ｈ　地方税法第601条第７項（同法第602条第２項、第603条第４項、第603条の２第７項、第603条の２の２第３項、同法附則第31条の３の２第４項及び第31条の３の３第